

日本学術会議公開シンポジウム@2026年3月22日
「女性の政治参画を進めるために議会と政党は何をすべきか」
第1セッション 「女性の政治参画を進めるための制度改革と
環境整備について」

「見解」提案（3）

政党助成制度の見直しによる 女性候補者擁立の促進

日本学術会議連携会員・東北大学名誉教授 糠塚康江

提案（3）

国会は、政党助成制度を候補者男女均等法の趣旨を踏まえて再検討し、各政党が法の理念を尊重する度合いを考慮して、政党交付金の配分方法に反映させることが望まれる。例えば、政党交付金のうち得票数割の部分について、外形的基準である候補者の男女比に応じて、各政党への配分額を減額する措置が考えられる。制度化には憲法適合性を巡る議論が想定され、その論点を踏まえた慎重な制度設計が求められる。

現状分析：なぜ外部的誘因が必要なのか

- 候補者男女均等法は、政党の自主的取組み（努力義務）に期待
- 提案（１）・（２）：自主的取組みに期待
- 女性議員割合増加の動きが緩慢：国際的進展に立ち遅れの現状
- 政党は「選挙での勝利」を優先 ⇨ 女性擁立を選ばせる誘因が別途必要

日本の政党助成制度の仕組み

政党交付金の総額：国民 1 人当たり250円、約315億円

{ 議員数割 1 / 2 (小選挙区制⇨多数党有利の尺度)
得票数割 1 / 2 ← ここに着目

配分対象の要件：所属国会議員 5 人以上、または国政選挙での得票率 2 %以上



「外形的基準」に基づく配分

(政党の活動の内部に立ち入らずに、選挙結果で示される数字を基準)

減額措置の効果——フランスの経験

・パリテ法の制定（2000年）

下院につき、政党交付金の得票数割部分につき、候補者の男女比の差が2%ポイントを超えた場合に、減額

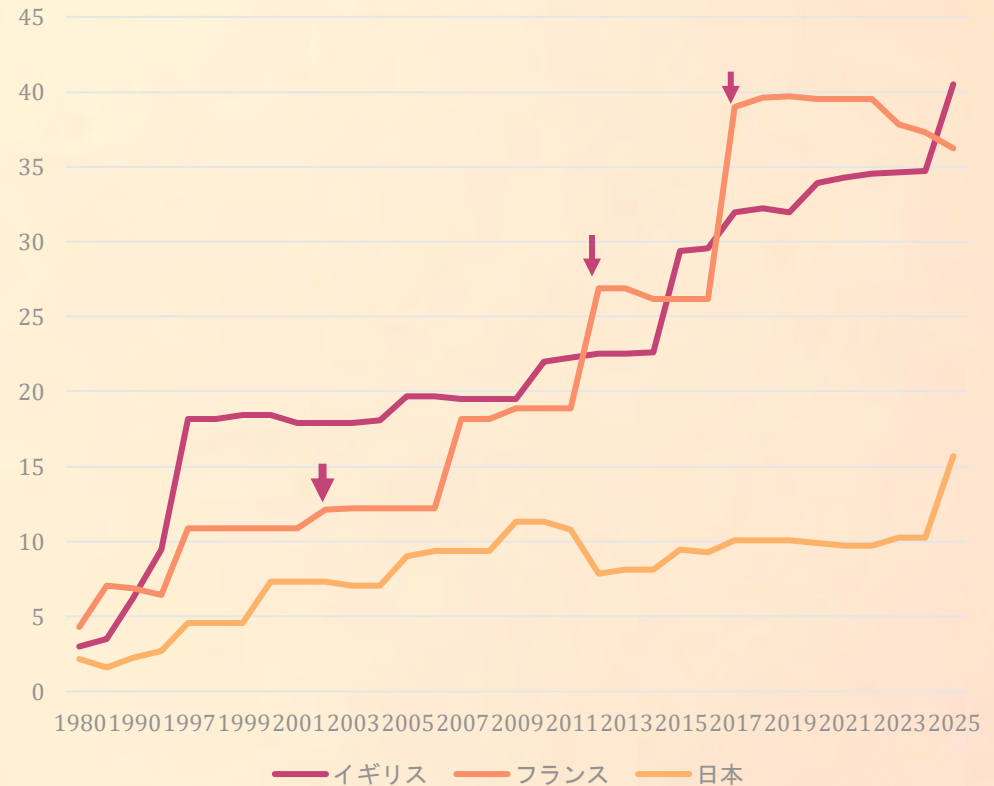
・適用減額率の強化

50%（2002年～）

75%（2012年～）

150%（2017年～）

英仏日下院女性議員割合の推移



政党の「自由」と「責任」

- 個人の尊厳と結びついている個人の自由とは異なり、政党の自由は自己目的ではなく、憲法が想定する議会制民主主義に奉仕するがゆえに、保障される
 - ⇒公共に対して、議会制民主主義を支える責任
- 政党助成制度は「民主政治の健全な発展」を目的
 - ⇒受給に伴う政党の責任
- 候補者男女均等法は全会一致で成立
 - ⇒「男女が共同して参画する民主政治」は、立法府が確認した憲法的価値
- 減額措置は金銭的制裁ではなく、配分の調整（参照：2000-429 DC）

日本版の制度設計の方向性 ：段階的・慎重な設計の必要

①対象範囲 得票数割の全体ではなく、まず比例部分から始め、段階的に選挙区へ拡大

②施行時期 政党が対応できる猶予期間の設定

③減額開始ライン 当初は男女比の差が30ないし40%ポイントを超える場合

④減額率 低率から徐々に引き上げ

※具体的な制度設計・数値設定は立法府に委ねる

区 分			各政党に対して交付すべき政党交付金の額の計算		
議員数割 (政党交付金総額の 1 / 2)			議員数割 (1 / 2) × $\frac{\text{当該政党の国会議員数}}{\text{届出政党の国会議員数の合計}}$ ①		
得票数割 (政党交付金総額の 1 / 2)	衆議院議員 総選挙 (前 回)	小選挙区	得票数割 (1 / 2)	× 1 / 4	× 得票割合 ② a
		比例代表	得票数割 (1 / 2)	× 1 / 4	× 得票割合 ② b
	参議院議員 通常選挙 (前 回 前々回)	比例代表	得票数割 (1 / 2)	× 1 / 4	× 得票割合の平均 (前回・前々回) ② c
		選挙区	得票数割 (1 / 2)	× 1 / 4	× 得票割合の平均 (前回・前々回) ② d
各政党に対して交付すべき政党交付金の額			① + ② (a ~ d の計)		

得票割合 = $\frac{\text{当該政党の得票数}}{\text{届出政党の得票数の合計}}$

「得票割合」は、有効投票総数に対する得票率とは異なります。

想定される懸念

- フランスの事例：自党の候補者が当選しにくい選挙区に女性を配置し、女性候補者数だけを稼ぐ「抜け穴」問題
 - ⇒ 比例代表部分から始め、定着を図る（※ 比例名簿の順位問題 ⇒ 男女交互登載）
- 政党交付金を受け取らない政党について
 - ⇒ 受給政党のみを対象 不受給の自由の尊重 / 女性の政治参画促進の目的
- インセンティブを与えるための「増額」ではなく、なぜ「減額」措置なのか
 - ⇒ 民主政治に対する責任を果たすことの名目に対する「増額」は説明がつかない

まとめ

1. 政党の自助努力を外部から後押しする仕組みとして、外形的基準である候補者の男女比に応じて、政党交付金の得票数割部分の減額措置を提案

- ① 強制ではなく誘導の仕組み
- ② 政党の自律的判断を前提にする政党交付金の配分調整
- ③ 候補者男女均等法の趣旨を実効化するための補完的措置

2. フランスの事例が示すように、制度が機能して効果を生むことが期待できる

3. 憲法上許容される方策であるが、政党助成制度の趣旨を損なわないよう、実現には慎重な設計が求められる



ご清聴
ありがとうございました